平成２１年（フ）第６３４号
埼玉県所沢市大字山口1368番地の９
破産者　太田　洋子
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１１８号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東170番地
破産者　上原　伸一
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１１０号
開始決定時の住所北海道留萌市栄町２丁目６番３号
破産者　吉尾　雅晴
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３２号
北海道留萌市千鳥町４丁目89番地
破産者　佐藤　甚吉
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５１号
盛岡市西松園２丁目７―202号
破産者　谷藤　幸子
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５６９号
仙台市泉区将監11丁目10番３号
破産者　小野　眞弓
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５６号
宮城県大崎市古川二ノ構４番21号　コーポラス敬秀202号、開始決定時の住所宮城県大崎市古川塚目字北原21番地
破産者　佐々木隆悦
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
秋田県鹿角市花輪字中花輪119番地、借入時の住所秋田県鹿角市花輪字下中島109番地
破産者　根市　正克
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９４号
山形県寒河江市大字寒河江字古河江32番地の13
破産者　志田建築こと　志田　松幸
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４７号
山形県天童市大字荒谷1941番地1119
破産者　佐藤　　茂
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１１号
神奈川県相模原市宮下本町３丁目39番16号矢掛館北棟102、開始決定時の住所神奈川県相模原市中央１丁目６番９号
破産者　齊藤　時子
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
川崎市幸区戸手本町２丁目207番地17　イケガヤハウス204、開始決定時の住所川崎市高津区末長1453番地１　エンゼルハイム新城306
破産者　伊藤　康雄
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９３号
住民票上の住所川崎市川崎区浅田１丁目４番２号、居所川崎市川崎区貝塚１丁目13番２号ウイークリーマンション川崎貝塚407号室
破産者　鴇田　研二
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
新潟県佐渡市原黒290番地１　市営原黒住宅第５号
破産者　神蔵　　成
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第３７号
新潟県佐渡市原黒290番地１　市営原黒住宅第５号
破産者　神蔵　幸子
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第１５３号
富山県魚津市三田167番地２　雇用促進住宅１号棟405号室
破産者　花島　欣治
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１７７７号
京都市中京区姉小路通堀川東入鍛冶町152番地　サムティ京都御池502号
破産者　清琴苑こと　中野　真琴
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６４７７号
大阪府八尾市福万寺町南５―31、住民票上の住所大阪府東大阪市友井５丁目３番17―207号
破産者　ＫＫますいこと　増井　綱藏
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部